

## プロジェクト 税効果会計

## 項目 第 61 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 61 回税効果会計専門委員会（2019 年 7 月 3 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

**税金費用をどの区分に計上すべきかの論点について聞かれた意見**

2. 当委員会事務局より、当期税金費用を当期純利益、その他の包括利益、資本項目に区分して計上する提案を行ったところ、次の意見が聞かれた。

**(第 5 項と第 5-2 項の関係に関する確認及び意見)**

- (1) 第 5 項（当期税金費用を損益に計上する処理）と第 5-2 項（当期税金費用を株主資本又はその他の包括利益に計上する処理）の原則と例外の関係について、確認したい。
- (2) 文案の第 5-2 項の税金費用を損益に認識しない範囲について、税金費用を損益に認識する処理が原則で、第 5-2 項の処理が例外処理となるのか、原則例外の関係を明確にしないと、税金費用を損益に認識しない範囲にばらつきが生じるのではないか。

**(第 5-2 項の記載に関する確認及び意見)**

- (3) 資本取引に関連して生じる特定の当期税金費用については、現行の会計基準等においては資本剰余金に計上するものとしているが、文案の第 5-2 項では「株主資本の区分」に計上するものとしており、「株主資本の区分」のうちどの項目とするのか明示した方が、誤解が生じないと思う。
- (4) 資本取引に係る法人税、住民税及び事業税等について、どのような取引が想定されているのか確認したい。
- (5) 資本取引に係る法人税、住民税及び事業税等を、株主資本の区分から控除する取扱いとした場合の事例が網羅的か確認したい。

### 当期税金費用をその他の包括利益に計上する場合のリサイクルの処理の論点について聞かれた意見

3. 当委員会事務局より、当期純利益、その他の包括利益、資本項目に区分して計上することを前提に、法人税、住民税及び事業税等が課される原因となる取引等が計上された時点でのみ、その他の包括利益に計上した当期税金費用をリサイクルする提案を行ったところ、次の意見が聞かれた。

#### (事務局の提案に賛成する意見)

- (1) 法人税、住民税及び事業税等の税率の変更時の取扱いを含めてリサイクル処理に関する事務局提案に賛成する。
- (2) 評価・換算差額等が生じる取引等については、当該評価・換算差額等が最終的にすべてリサイクルされるまで長期にわたる可能性がある。したがって、その他の包括利益累計額に計上された当期税金費用について税率の変更の都度、税率差額をリサイクルし続けるのは、実務上煩雑であり、事務局提案に賛成する。

#### (これまでのリサイクル処理との整合性に関する意見)

- (3) 税率の変更時にリサイクルを求めないことに対して、これまでの我が国におけるリサイクル処理におけるリサイクルの時期についての考え方との整合性について、確認が必要ではないか。

#### (IFRS との整合性に関する意見)

- (4) 当期税金費用の計上区分については、国際的な会計基準との整合性も考えられているように見受けられるが、仮に国際財務報告基準(IFRS)の処理と異なり得るのであれば、リサイクルの処理を行わない選択肢も認めておくべきではないか。

#### (文案の見直しに関する意見)

- (5) 提示された文案の第5-4項では、その他の包括利益に計上した税金費用をリサイクルすること及び税率変更時にはリサイクルしないことが分かりづらいので、文案の見直しを検討する必要があると考える。

以上